

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

本学医学部医学科の入学定員を、令和 2 年度より、現行の入学定員 105 人から 20 人増加し、125 人に変更する。これにより、収容定員を 630 人から 670 人へ変更する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

医学部は、県内唯一の医師養成機関として、医師不足が深刻な地域や診療科の医療を担うことのできる医師を養成し、県内医療機関との連携により地域医療の安定を担っている。

山梨県は、慢性的に医師不足の状況にあるため医師不足解消を図る手段として、県が平成 19 年度に「山梨県医師修学資金貸与制度」（資料 1）を創設し、将来県内において医師業務に従事する意思のある学生に対し、返還免除要件付きの奨学金を給付し、医学部学生の確保に乗り出した。

奨学金の返還免除要件として、創設当初は、医師免許取得後の一定期間内に決められた期間だけ県内の公立病院等に勤務することとしていたが、平成 24 年度貸与学生からは、卒後臨床研修を県内の病院で行うことを条件に追加し、現在に至っている。

本学は、「新医師確保総合対策」に基づき、平成 20 年度から平成 29 年度までの間に 10 人の臨時定員増を、平成 21 年度には「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの 5 人の臨時定員増と、「経済財政改革の基本方針 2008」に基づく 5 人の恒久定員増をそれぞれ実施した。

さらに、平成 22 年度には、「緊急臨時的医師確保（経済財政改革の基本方針 2009 地域枠）」に基づき令和元年度までの間に 5 人の臨時定員増を実施した。平成 29 年度までの期限の対策 15 名については、令和元年度までの延長が承認され、これらの対策により、入学定員を 100 人から 125 人に増員した。

これら定員増に伴い、平成 20 年度から、推薦による地域枠の入学試験を開始した。その後、県外高等学校卒業生も対象とする地域枠Ⅱを一時的に設けたが、現在は県内高等学校出身者のみを対象（入学定員 35 名）としている。

このような取り組みを実施しているにも関わらず、平成 28 年度の山梨県における人口 10 万人当たりの医師総数は、全国平均 251.7 人に対し、239.8 人（資料 2）と下回っており、平成 20 年度の 211.8 人（全国平均 224.5 人）（資料 2）からは増加しているものの、依然医師不足は解消されていない。

山梨県は、県面積の約 8 割が山間地域という特性があり、地域別の人口 10 万人当たりの医師総数の内訳は、県都市部の中北地区における 300.2 人に対し、県郡部の峡東地区では 194.4 人、富士・東部地区では 152.8 人、峡南地区では 118.1 人と大きな開きがあり、地域差が最大 2.5 倍と地域偏在が

顕著となっている。(資料2)

このような状況から、今後も医師不足と地域偏在の解消に向け、取り組みを推進していく必要がある。

地域枠入試導入後の卒業生の県内就職率は、一般入試入学者の 27.2%に対し、地域枠卒業生の県内就職率は 85.0%と高く、地域枠制度は本県の医師確保の手段として大きな成果を上げている。(資料3)

以上のことから、令和元年度が期限となっている医学部臨時定員の延長による入学定員 20 名の増員を、令和3年度までの2年間、延長申請するものである。

ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

医学部医学科の教育課程、教育方法等については、現在の内容で引き続き実施していくこととしており、変更は伴わない。

なお、現在の実施方法等は、次のとおりである。

(ア) 教育課程等

地域医療の現状と魅力を理解し、地域医療に従事する意識を向上させるため、「地域医療学(必修)」(資料4)を開講するとともに、1年次にECE(早期臨床体験実習)(資料5)、2年次に防災訓練への参加、3年次に救急車同乗実習を必修とし、毎年実習終了後には、履修者全員が報告書を作成することとしている。

これらの実習以外にも、3～4年次を中心に、任意で在宅医療実習、地域病院実習を行っている。

また、6年次には、社会医学実習として約3分の1の学生が3日間程度の診療所(開業医)実習を選択している。これらは、原則として県内の医療機関で実施されているが、講義・講演の講師も、地域中核病院の病院長や開業医、県の医療行政担当者、がん患者等、幅広い分野の方々に依頼しており、地域医療への関心を高める内容としている。さらに、5年次以降は、臨床実習(資料6)における山梨県立中央病院での実習を通じ、地域医療をより体験できる機会を設けている。

地域医療学では、地域における医師の偏在が住民生活へ及ぼす影響、医療政策に伴う特定検診・特定保健指導の実施等について、医療経済学的視点から理解できるよう指導しており、今後増加が予想される在宅医療・在宅看護についても、実習や講義を通じて理解を深めさせている。

(イ) 教育方法及び履修指導方法

地域医療に従事する意欲を高めるため、講義・演習(討論)・実習を各学年にバランス良く配置するなどの配慮をしている。

講義は、地域医療学講座担当教員を中心に、県内の病院及び診療所

の医師が現状に基づいた内容で実施するとともに、医療関係者だけでなく、行政担当者、患者の会等、幅広い分野の方々にも依頼し、より広範な知識の習得を目指している。

地域医療学のグループ別フィールド研究では、グループごとに指導教員を配置し、研究の進捗状況を定期的に確認するとともに、学生への助言者として研究のサポートにあたる。研究の成果は、発表会形式で報告させている。

実習については、県内の地域医療を支えている多数の病院・診療所に依頼するとともに、山梨県医師会及び山梨大学開業医会にも協力を求めるなど、円滑に実習ができるよう配慮しており、また、救急車同乗実習では、県内の各消防署の協力により実施している。

これらの科目に関しては、地域医療学講座担当教員が中心となってコーディネートし、各講座の協力により、学生に対してきめ細やかな指導を行っている。

(ウ) 教員組織及び施設・設備

教育を行うために必要な専任教員を適切に配置している。また、十分な施設・設備を整えている。

エ その他

本学では、県内の医師不足と地域偏在の解消を図るため、次のような組織を中心として解決に取り組んでいる。

「山梨県地域医療支援センター」

平成 25 年度に、医学部附属病院内に地域枠卒業医師等のキャリア形成支援と地域の医師不足病院の医師確保の支援を一体的に行うことを目的とした「山梨県地域医療支援センター」を県と本学の連携により設置した。(資料 7)

同センターでは、医師不足の現況等の把握・分析を行い、また、地域枠卒業医師に対する臨床研修・研究などのキャリア形成支援により、医師不足と地域偏在の解決に取り組んでいる。

山梨県医師修学資金貸与制度 のしおり

(2019 年度版)

山梨県福祉保健部 医務課

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	申込み手続き	3
第 3	貸与の決定	5
第 4	貸与契約の解除、貸与の休止・保留	6
第 5	返還の免除	7
第 6	返還・猶予	10
第 7	異動と届出	11

第1 制度のあらまし

山梨県医師修学資金制度は、将来、山梨県内の公立病院等の医師として従事しようとする医学生等に対して、山梨県が修学資金を貸与する制度です。

貸与を受けた医学生等が、医師免許取得後、一定期間、県内の公立病院等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

種 別	第一種医師修学資金	第二種医師修学資金	第三種医師修学資金
貸与対象者	次の要件を全て満たす者 ①大学の医学を履修する課程（※1）に在学していること ②将来、県内の公立病院等（※2）に医師として勤務する意思があること	次の要件を全て満たす者 ①・山梨大学医学部医学科に在学していること 又は ・北里大学若しくは東京医科大学の医学部医学科に山梨県地域枠で入学し、在学していること ②将来、県内の特定公立病院等（※4）に医師として勤務する意思があること	次の要件を全て満たす者 ①山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学していること ②医師免許を取得していること ③将来、県内の公立病院等（※2）に医師として勤務しようとする意思があること
貸与月額	50,000円	130,000円	50,000円
貸与人数	①山梨大学：35人 ・地域枠入学者を優先 ②県外大学：5人 ・1年生を優先するが、貸与枠に余裕がある場合、<u>2年生以上にも貸与する。</u> ・貸与人数については目安であり、調整する場合がある。	①山梨大学：15人 ・地域枠入学者を優先 ②北里大学・東京医科大学 各2人 ・地域枠入学者のみ ・貸与人数については目安であり、調整する場合がある。	○山梨大学大学院 5人 ・貸与人数については目安であり、調整する場合がある。

種 別	第一種医師修学資金	第二種医師修学資金	第三種医師修学資金
貸与期間	貸与決定の年から、大学の正規の修業年限まで	同 左	貸与決定の年から、大学院の正規の修業年限まで
返還債務免除要件	次の要件を全て満たした場合 ①卒業後２年以内に医師の免許を取得 ②医師免許取得後、６年を経過するまでに３年間、県内の公立病院等（※２）において医師の業務に従事 ③県内病院が実施する臨床研修を修了（※５）	次の要件を全て満たした場合 ①卒業後２年以内に医師の免許を取得 ②医師免許取得後、貸与期間の 5/2 に相当する期間を経過するまでに貸与期間の 3/2 に相当する期間、知事が指定する（※３）県内の特定公立病院等（※４）において医師の業務に従事 ③県内病院が実施する臨床研修を修了（※５）	次の要件を全て満たした場合 ○修了又は退学後直ちに３年間、県内の公立病院等において医師の業務に従事

（※１）自治医科大学及び産業医科大学は除く。

（※２）（※４）別表「返還免除の対象となる医療機関一覧」（Ｐ８）参照

（※３）知事の指定は、平成２７年度以降の新規貸与者が対象となります。指定は、山梨県地域医療支援センター（本人のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため山梨大学医学部附属病院と山梨県が共同で設置している機関）で調整した後に行います。知事が指定する病院はキャリア形成等を考慮して決定しますが、一定期間県内の医師不足病院において医師として従事する必要があります。

（※５）県内病院での臨床研修修了は、平成２４年度以降の新規貸与者が対象となります。（ただし、北里大学山梨県地域枠入学者、東京医科大学山梨県地域枠入学者は除きます。）

注 貸与の決定、契約の締結に当たっては、必要に応じ、面接等を実施いたします。また、貸与契約締結期間中は、必要に応じ、報告を求め、又は面接・面談等を実施します。

第2 申込み手続き

山梨大学医学部生・山梨大学大学院生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、山梨大学甲府キャンパス又は医学部キャンパスへ申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ☐ 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
- ※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないようにしてください。
- ☐ 連帯保証人の平成30年分所得を証明する書類及び印鑑証明書
- ※ 別紙4に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること
- ※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
 - ① 独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
 - ② 修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
 - ③ 一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）
- ☐ 医師免許証の写し（第3種医師修学資金の貸与申請者のみ）

問合せ・申込み先

- 山梨大学甲府キャンパス
山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ
〒400-8510 山梨県甲府市武田4丁目4-37 Tel 055-220-8053
- 山梨大学医学部キャンパス
山梨大学教学支援部学務課福利担当
〒409-3898 山梨県中央市下河東1-1-10 Tel 055-273-9346

北里大学医学部生（山梨県地域枠入学者）の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、北里大学医学部事務室へ申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ☐ 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
- ※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないようにしてください。
- ☐ 連帯保証人の平成30年分所得を証明する書類及び印鑑証明書
- ※ 別紙4に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること
- ※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
 - ① 独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
 - ② 修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
 - ③ 一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）

問合せ・申込み先

- 北里大学医学部入試係
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里1-15-1 Tel 042-778-9306

東京医科大学（山梨県地域枠入学者）の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、東京医科大学医学部事務室へ申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ☐ 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
- ※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないようにしてください。
- ☐ 連帯保証人の平成30年分所得を証明する書類及び印鑑証明書
- ※ 別紙4に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること
- ※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
 - ①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
 - ②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
 - ③一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）

問合せ・申込み先

東京医科大学医学部医学科学務課

〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1 Tel 03-3351-6141(内線266)

県外大学医学部生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、山梨県医務課まで申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ☐ 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
- ※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないようにしてください。
- ☐ 連帯保証人の平成30年分所得を証明する書類及び印鑑証明書
- ※ 別紙4に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること
- ※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
 - ①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
 - ②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
 - ③一定の所得がある者（貸与全額の概ね1/3以上の所得がある者）
- ☐ 在学証明書
- ☐ レポート（地域医療に対する考えを800字程度で）

問合せ・申込み先

山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

第3 貸与の決定

申請者から「医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山梨県において書類審査を行い、その結果について直接申請者あて郵送します。

山梨県が貸与を決定すべきと判断した方については、その後山梨県との間で速やかに契約を取り交わし、修学資金の貸与を開始します。

1 契約の締結

☐ 「医師修学資金貸与契約書」（第2号様式）：2通

《手順》

- ① 医学生と連帯保証人が記名、捺印（印鑑登録されているもの）
- ② 2通の内、1通に所定の金額の収入印紙を貼付、医学生が割印を捺印
- ③ 貸与決定通知を受けた日から指定する日までに2通とも山梨県に提出
- ④ 山梨県において、知事印捺印後、1通を医学生あて返送（契約書は保管をお願いします。）

※収入印紙の額

貸与開始時の学年	第1種	第2種	第3種
1 学年	2,000円	10,000円	2,000円
2 学年	2,000円	10,000円	2,000円
3 学年	2,000円	10,000円	2,000円
4 学年	2,000円	2,000円	1,000円
5 学年	2,000円	2,000円	
6 学年	1,000円	2,000円	

※提出方法については、貸与の決定を通知する際に併せて案内しますが、山梨県在住の方は原則として、指定された期間・場所（山梨大学又は山梨県庁福祉保健部医務課を予定）へ書類を直接持参してください。その際に、制度等の説明会を行います。

☐ 「医師修学資金口座届」（別紙1）：1通
上記契約書とともに山梨県に提出してください。

☐ 「誓約書」（貸与決定通知送付時に様式を送付）：1通
上記契約書とともに山梨県に提出してください。

2 修学資金の貸与

- 貸与期間については、決定のあった年度の4月1日から貸与されるものとして取扱います。
- 3ヶ月分を一括して、6月頃（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）に指定された銀行口座に振り込む予定です。
ただし、貸与1年目については、貸与決定の事務処理上、4月から9月分を7月にまとめて振り込む予定です。
- 修学生は、修学資金の全額の貸与を受けた際には、「医師修学資金・医師研修資金借用証書」（第4号様式）を提出する必要があります。

第4 貸与契約の解除、貸与の休止・保留

1 貸与契約の解除

修学資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与契約は解除されます。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき
- 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成できなくなつたと認められるとき

貸与契約が解除された場合、修学資金の返還義務が生じます。（P 10 参照）

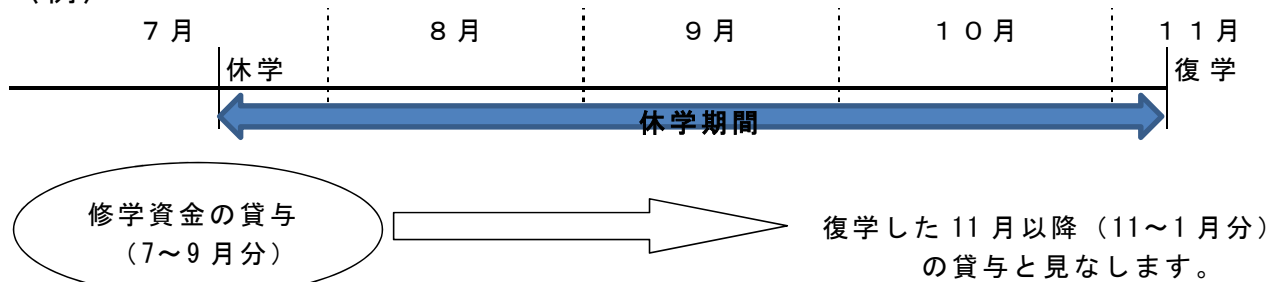
※返還の免除及び猶予については、P 7～10 参照

2 貸与の休止・保留

(1) 貸与の休止

- 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき：復学するまでの期間
（休止以前に既に貸与された修学資金は、修学生が復学した後の分として貸与されたものと見なします。）

〈例〉



- 修学生が留年したとき：進級するまでの期間

(2) 貸与の一時保留

- 修学生が正当な理由がなく、毎年4月15日までに前年度の学業成績証明書を出しなかったとき

第5 返還の免除

1 返還免除

以下の要件を全て満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

また、返還債務の免除を受けるために医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため医師の業務に従事することができなくなった場合についても、全額免除されます。

(1) 第一種医師修学資金

- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得していること
- 医師免許を取得した日の属する月から起算して、6年を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）に、3年間、山梨県内の公立病院等において医師の業務に従事すること
- 県内の病院が実施する医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了すること（平成24年度以降に新規貸与を受けた場合）

(2) 第二種医師修学資金

- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得していること
- 医師免許を取得した日の属する月から起算して、修学資金の貸与を受けた期間の5/2に相当する期間を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）に、貸与を受けた期間の3/2に相当する期間、知事が指定する県内の特定公立病院等において医師の業務に従事すること
- ※ 6年間貸与を受けた場合は15年経過するまでに9年間従事。
- ※ 知事の指定は、平成27年度以降に新規貸与を受けた方が対象です。
知事の指定は、山梨県地域医療支援センター（本人のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため山梨大学医学部附属病院と山梨県が共同で設置している機関）で調整した後に行います。知事が指定する病院はキャリア形成等を考慮して決定しますが、一定期間県内の医師不足病院において医師として従事する必要があります。
- 県内の病院が実施する医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了すること（平成24年度以降に新規貸与を受けた場合）

〈例〉 第二種医師修学資金の貸与を6年間受けた場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
県内1	県内2	県内3	県内4	県内5	県外	県外	県外	県内6	県内7	県内8	県内9			

① 卒業後2年以内に医師免許取得

② 県内病院で初期臨床研修修了

※ 県内勤務は連続しなくとも可

③ 15年経過までに9年間、知事が指定する特定公立病院等に勤務

返還免除

(3) 第三種医師修学資金

- 大学院の課程を修了、又は退学した日の属する月の翌月から引き続いて、3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）、山梨県内の公立病院等において医師の業務に従事すること

※「公立病院等」「特定公立病院等」（返還免除の対象となる医療機関一覧）

下表の医療機関は、全て「山梨県内の公立病院等」に該当する医療機関です。

そのうちの、 は、「山梨県内の特定公立病院等（第2種の対象）」に該当する医療機関です。
（平成31年4月1日現在）

施設名	開設者	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	(独)国立病院機構	甲府市天神町 11-35
山梨大学医学部附属病院	国立大学法人山梨大学	中央市下河東 1110
山梨県立中央病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	甲府市富士見 1-1-1
市立甲府病院	甲府市	甲府市増坪町 366
独立行政法人地域医療推進機構山梨病院	(独)地域医療機能推進機構	甲府市朝日 3-8-31
武川病院	医療法人武川会	昭和町飯喰 1277
甲府城南病院	医療法人慈光会	甲府市上町 753-1
甲府脳神経外科病院	医療法人篠原会	甲府市酒折 1-16-18
甲府共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	甲府市宝 1-9-1
三枝病院	医療法人社団慈成会	甲斐市竜王新町 1440
山梨県立あけぼの医療福祉センター	山梨県	韮崎市旭町上條南割 3251-1
山梨県立北病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	韮崎市旭町上條南割 3314-13
韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院	韮崎市	韮崎市本町 3-5-3
北杜市立甲陽病院	北杜市	北杜市長坂町大八田 3954
北杜市立塩川病院	北杜市	北杜市須玉町藤田 773
恵信韮崎相互病院	医療法人恵信韮崎会	韮崎市一ツ谷 1865-1
巨摩共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	南アルプス市桃園 340
医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	医療法人徳洲会	南アルプス市西野 2294-2
山梨市立牧丘病院	山梨市	山梨市牧丘町窪平 302-2
甲州市立勝沼病院	甲州市	甲州市勝沼町勝沼 950
加納岩総合病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1309
公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	(公財)山梨厚生会	山梨市落合 860
塩山市民病院	(公財)山梨厚生会	甲州市塩山西広門田 433-1
医療法人社団協友会 笛吹中央病院	医療法人社団協友会	笛吹市石和町四日市場 47-1
一宮温泉病院	医療法人桃花会	笛吹市一宮町坪井 1745
石和共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	笛吹市石和町広瀬 623
富士温泉病院	一般財団法人山梨整肢更生会	笛吹市春日居町小松 1177
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立 飯富病院	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	身延町飯富 1628
峡南医療センター企業団市川三郷病院	峡南医療センター企業団	市川三郷町市川大門 428-1
峡南医療センター企業団富士川病院	峡南医療センター企業団	富士川町鯉沢 340-1

社団医療法人峡南病院	社団医療法人峡南会	富士川町鯉沢 1806
公益財団法人 身延山病院	(公財)身延山病院	身延町梅平 2483-167
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市	富士吉田市上吉田 6530
山梨赤十字病院	日本赤十字社	富士河口湖町船津 6663-1
大月市立中央病院	大月市	大月市大月町花咲 1225
都留市立病院	都留市	都留市つる 5-1-55
上野原市立病院	上野原市	上野原市上野原 3504-3
医療法人社団青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	医療法人社団青虎会	都留市四日市場 188
その他県、市町村、国民健康保険組合が開設する診療所		
※下記病院は、平成28年度から新たに返還免除の対象となった医療機関		
住吉病院	(公財)住吉偕成会	甲府市住吉 4-10-32
山角病院	医療法人山角会	甲府市美咲 1-6-10
HANA ZONO ホスピタル	(公財)リヴィーズ	甲府市和田町 2968
回生堂病院	医療法人回生堂病院	都留市四日市場 270
日下部記念病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1363
峡西病院	医療法人南山会	南アルプス市下宮地 421
三生会病院	(公財)三生会	上野原市上野原 1185

※医療機関の認定状況等により変動することがあります。(詳しくはお問い合わせください。)

2 勤務期間の計算

- 勤務期間については、勤務を始めた日の属する月から、勤務しなくなった日の属する月までの月数により計算します。
休職(停職)の期間があるときは、休職(停職)になった日の属する月から休職(停職)が終了した日の属する月までは勤務期間から除かれます。
- 原則として常勤医(1週間当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む)として勤務していた期間を勤務期間として取り扱います。
なお、第一種医師修学資金、第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、勤務しながら山梨大学医学部大学院の医学を履修する課程に在学している場合も、対象医療機関で勤務していれば返還債務免除のための期間として取り扱います。

3 裁量免除

修学資金の貸与を受けた者が、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、知事の裁量により、返還義務が免除される場合があります。

4 免除の申請

修学資金の返還の免除を受けようとする場合には、免除事由が生じた後速やかに「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」(第6号様式)を提出してください。

《医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書 添付書類》

- 免除事由に該当することを証明する書類
(例) 当然免除の場合 就業証明書(別紙4)(全勤務機関分)
裁量免除の場合 心身の故障を証明する医師の診断書等

第6 返還・猶予

1 返 還

修学資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた修学資金を全額返還しなければなりません。

- 修学資金の貸与契約が解除されたとき（P 6 参照）
- 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業し、又は大学院の課程を修了し、若しくは退学した後、死亡したとき（免除になる場合を除く）
- 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得することができなかったとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※ 正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額につき年 14.5%の割合で延滞利息を支払わなければなりません。

2 返還の猶予

修学資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間は、修学資金の返還の猶予が受けられます。

- 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学に在学しているとき
- 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学院に在学しているとき
- 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

3 返還の猶予の手続き

返還の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して14日以内に「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」（第7号様式）に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町村の発行する罹災証明書 など
疾病の場合 医師の診断書 など

第7 その他（異動と届出）

1 大学在学中、大学院在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類（学長等の証明のある成績証明書）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに「状況届」（第8号様式）にその事実を証するに足る書類を添えて提出してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 休学し又は国内外へ留学し、もしくは停学の処分を受け、又は復学したとき
- 留年したとき
- 退学したとき
- 卒業し、又は課程を修了したとき
- 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき
- 医師免許を取得したとき

2 大学卒業後、大学院修了（又は退学）後の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに、同月1日現在の「現況届」（第9号様式）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに「状況届」（第8号様式）にその事実を証するに足る書類を添えて提出してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき
- 医師免許を取得したとき
- 医師の業務（臨床研修を含む）に従事し、又は従事しなくなったとき
- 医師の業務（臨床研修を含む）に従事する施設を変更したとき

3 その他の届出

- 修学資金受貸与者が死亡したとき
連帯保証人は、速やかに「死亡届」（第10号様式）を提出してください。
- 連帯保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、若しくは連帯保証人として適当でない事由が生じたとき又は連帯保証人を変更しようとするとき
新たに連帯保証人を定めて、速やかに「医師修学資金・医師研修資金保証人変更願」（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出し、山梨県の承認を受ける必要があります。
 - ① 新たな連帯保証人の所得を証する書類
 - ② 新たな連帯保証人の印鑑証明書

【問合せ先】

- ◎ 山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

- ◎ 山梨大学甲府キャンパス
山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ
〒400-8510 山梨県甲府市武田4丁目4-37
Tel 055-220-8053

- ◎ 山梨大学医学部キャンパス
山梨大学教学支援部学務課福利担当
〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110
Tel 055-273-9346

- ◎ 北里大学医学部入試係
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里 1-15-1
Tel 042-778-9306

- ◎ 東京医科大学事務局教育部医学科学務課
〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1
Tel 03-3351-6141（内線266）

山梨県の医師の状況

医師数

(単位：人)

	H20. 12. 31	H28. 12. 31	増 減
山 梨 県	1, 845	1, 990	145
中北地区	1, 257	1, 392	135
内 峡中	(1, 163)	(1, 290)	(127)
内 峡北	(94)	(102)	(8)
峡東地区	258	263	5
峡南地区	65	61	-4
富士・東部地区	265	274	9

人口10万人対医師数

(単位：人)

	H20. 12. 31	H28. 12. 31	増 減
全 国	224. 5	251. 7	27. 2
山 梨 県	211. 8	239. 8	28. 0
中北地区	265. 0	300. 2	35. 2
内 峡中	(295. 6)	(332. 2)	(36. 6)
内 峡北	(116. 4)	(135. 5)	(19. 1)
峡東地区	179. 5	194. 4	14. 9
峡南地区	107. 3	118. 1	10. 8
富士・東部地区	136. 5	152. 8	16. 3

出展：医師・歯科医師・薬剤師調査

卒業生就職先内訳

卒業年度	地域枠入学者				一般入学者			
	卒業者数 (A)	医師国家試験 不合格者数 (B)	県内就職者数 (C)	県内就職率 (D=C/(A-B))	卒業者数 (E)	医師国家試験 不合格者数 (F)	県内就職者数 (G)	県内就職率 (H=G/(E-F))
平成25年度	24	0	20	83.3%	61	0	24	39.3%
平成26年度	27	0	21	77.8%	95	2	34	36.6%
平成27年度	27	0	24	88.9%	96	5	19	20.9%
平成28年度	36	3	22	66.7%	86	6	21	26.3%
平成29年度	25	2	21	91.3%	85	5	18	22.5%
平成30年度	40	1	39	100.0%	98	7	19	20.9%
計	179	6	147	85.0%	521	25	135	27.2%

注: 就職者数は、卒業時の就職者である。

授 業 科 目 名			
地域医療学			
担 当 教 員			
佐藤 弥			
時間割番号	単位数	履修年次	期別
DME301	1	1, 2, 3	通期
[学習目標]			
地域医療の現状を理解し、地域医療の魅力と意義を感じるにより、地域医療に従事する意欲を持ち、地域医療に必要な知識と技術を身につける。 1) 地域医療に関する知識を習得する。 地域医療の現状と関連法規を概説できる。 地域における病院と診療所の役割を理解する。 2) 地域医療に必要な技術を理解する。 E C Eで地域医療の現場を体験する 病院における災害訓練を経験する 救急車に同乗して救急現場を体験する B S Lで地域病院実習を行う ※ 本授業科目は、「COCコース別専門科目」			
[授業計画]			
1、2、3、5年次までの講義および実習で総合的に学習する。各実習、講義の詳細については別途概要を配布する。実習が主となるが、実習後はレポートの提出をオンラインで行う予定である。 ----- 【1年次】 教養総合講義、E C Eを中心として、地域医療の現状を理解する。 ----- 【2年次】 総合防災訓練への参加（ガイダンス・反省会を含む）を必須事項とし、災害医療の面から地域医療を理解する。特段の理由なく不参加の場合は、単位修得が困難となる。 ----- 【3年次】 患者が病院に搬送される前の医療を体験する場として、24時間消防署に待機し、救急事案へ同行する救急車同乗実習を行う。また実習後、報告会を開催する。 オリエンテーション、事前講義を欠席した者は実習を受けることができないので注意すること。 また、エイズ知識普及啓発講習会（12月頃）への出席も必須としている。 ----- 【5年次】 B C C（basic clinical clerkship: 臨床実習）4年次1月～5年次7月までの期間で山梨県内の中規模病院に2名前後で5日間の実習を実施するものとする。診療科に特化した実習ではなく、地域病院で行われている「全てに対応する」医療に触れることを目的とした実習である。 1、2、3、5年次まで実習が中心となっており、実習については、オリエンテーション・ガイダンス・事前講義など事前学習への出席をもって参加が認められるので、出席は必須事項である。 特段の理由なく、事前学習を欠席、実習を受けない者、レポート未提出者、反省会・発表会・報告会などへの欠席者は、単位修得が困難になる。 また、全学年を通して、連絡などは随時C N Sへ掲示するので、必ず確認すること。			
[到達目標]			
地域医療と僻地医療が異なることを理解し、地域医療の必要性和重要性を理解する。 地域医療の魅力と家庭医学の重要性を認識する。			
[実務経験のある教員による授業科目の概要]			
医師として実務経験のある教員が、実践的教育を行っている。			
[評価方法・評価基準]			
No	評価項目	割合	評価の観点
1	小テスト／レポート	45%	自らの考えでレポートを記載、指示通りに作成しているか。
2	受講態度	45%	医療人として、実習を受け講義を聞くことができるか。実習先からの評価など。
3	発表／表現等	10%	自らの意見をまとめて発表できるか。
[教科書]			
石原 晋, 益子 邦洋, プレホスピタルMOOK1・現場活動プロトコル Part1, 永井書店 (ISBN: 4815917515) 石原 晋, 益子 邦洋, プレホスピタルMOOK1・現場活動プロトコル Part2, 永井書店 (ISBN: 4815917647)			
[参考書]			

授 業 科 目 名																																	
学部入門ゼミ(ECE)																																	
担 当 教 員																																	
佐藤 弥																																	
時間割番号	単位数	履修年次	期別																														
DMA101	2	1	前期																														
[学習目標]																																	
ECEは、医学部に入学したばかりの学生が早期に臨床現場を体験する実習である。多くの医学生は、医師になる強い意志をもって入学してきているはずではあるが、現実の病院や臨床現場を知る機会に恵まれていたとはいえない。これから取り組む医学、医療が何のためにあるのかをよく理解していない学生がいることは、医学教育上の大きな課題である。多くの入学生が将来働くことになる病院で、その医療の一部を早期に体験し、今後の学習に何が必要かを考える契機が必要である。そして、自ら、今後6年間の学習に対する意欲を維持する意欲を持つ必要がある。 ECE実習の事前学習として、臨床倫理（医の倫理）についての講義や地域医療の現場におられる先生方を外部医療機関より招いての講義、また、実習直前には、心得ておくべき接遇マナーについての研修も実施する。																																	
[授業計画]																																	
国立甲府病院、市立甲府病院など山梨県の地域医療を担う病院にて、2日間、5名程のグループで、看護師の補助を行う（日程A・Bあり）。病院により実習内容に多少の違いはあるが、医療スタッフ、患者さんとのコミュニケーションが上手くとれることを期待している。病院はすべて、公共交通手段および徒歩等で到達できる。 【講義予定】木曜日4限 <table><tr><td>1. 4月11日：「接遇研修－1」</td><td>佐藤教授</td></tr><tr><td>2. 4月18日：「地域病院における医師の役割－1」</td><td>加納岩総合病院院長 浅利先生</td></tr><tr><td>3. 4月25日：「地域病院における医師の役割－2」</td><td>飯富病院院長 朝比奈先生</td></tr><tr><td>4. 5月16日：「地域病院における医師の役割－3」</td><td>南部町医療センター 市川先生</td></tr><tr><td>5. 5月23日：「地域病院における医師の役割－4」</td><td>市立甲府病院整形外科部長 堀内先生</td></tr><tr><td>6. 5月30日：「地域病院における医師の役割－5」</td><td>きたむらクリニック院長 北村先生</td></tr><tr><td>7. 6月 6日：「地域病院における医師の役割－6」</td><td>国立甲府病院副院長 内田先生</td></tr><tr><td>8. 6月13日：「地域病院における医師の役割－7」</td><td>北杜市立甲陽病院脳神経外科 田中先生</td></tr><tr><td>9. 6月20日：「地域病院における医師の役割－8」</td><td>あすか在宅クリニック院長 高添先生</td></tr><tr><td>10. 6月27日：「地域病院における医師の役割－9」</td><td>山梨市立牧丘病院 医師 小澤先生</td></tr><tr><td>11. 7月 4日：「災害医療について」</td><td>救急集中治療医学講座 森口先生</td></tr><tr><td>12. 7月11日：「総合診療とは」</td><td>総合診療部 針井先生</td></tr></table> <table><tr><td>13. 7月18日：「病院における看護師の役割（仮）」</td><td>副看護部長 古屋先生</td></tr><tr><td>14. 7月25日：「ECE実習オリエンテーション」</td><td>地域医療学 佐藤教授</td></tr><tr><td>15. 8月 1日：「レポート執筆」</td><td>地域医療学 佐藤教授</td></tr></table> （※上記内容で予定しているが、都合により変更になることがある） 【実習期間】 接遇研修2：9月 2日（月）1・2限 グループA：9月 3日（火）・ 4日（水） グループB：9月 5日（木）・ 6日（金） 【報告会】 9月24日（火）1・2限 （※詳細については後日CNSへ掲示する） 実習の全容については、平成31年度早期臨床体験(ECE)の手引きを参照のこと（7月初旬～中旬頃配布予定）。 佐藤教授による「ECE実習オリエンテーション」、「接遇研修1・2」を欠席した者は、実習を受けることができないので注意すること（実習不参加は単位修得不可）。レポートの提出、報告会への出席も必須事項である。特段の理由なく、レポート未提出、報告会を欠席の場合は、単位の修得が困難になる。 また、実習先での評価は単位取得に直接反映される。「不可」等の悪い評価がついた場合には、再実習、あるいは単位取得が困難となる。 外部講師による講義については、別途、レポートの提出を求める。どの講義についてのレポートを提出することになるかは後日CNSにて公表されるので、出席は必須である（録音を聞いて書かれたレポートは受理しない）。 ※この科目は地域医療学講座が担当するが、基本的に医学部教育委員会が主催している科目であり、最終的な判定は医学部教育委員会が行う。				1. 4月11日：「接遇研修－1」	佐藤教授	2. 4月18日：「地域病院における医師の役割－1」	加納岩総合病院院長 浅利先生	3. 4月25日：「地域病院における医師の役割－2」	飯富病院院長 朝比奈先生	4. 5月16日：「地域病院における医師の役割－3」	南部町医療センター 市川先生	5. 5月23日：「地域病院における医師の役割－4」	市立甲府病院整形外科部長 堀内先生	6. 5月30日：「地域病院における医師の役割－5」	きたむらクリニック院長 北村先生	7. 6月 6日：「地域病院における医師の役割－6」	国立甲府病院副院長 内田先生	8. 6月13日：「地域病院における医師の役割－7」	北杜市立甲陽病院脳神経外科 田中先生	9. 6月20日：「地域病院における医師の役割－8」	あすか在宅クリニック院長 高添先生	10. 6月27日：「地域病院における医師の役割－9」	山梨市立牧丘病院 医師 小澤先生	11. 7月 4日：「災害医療について」	救急集中治療医学講座 森口先生	12. 7月11日：「総合診療とは」	総合診療部 針井先生	13. 7月18日：「病院における看護師の役割（仮）」	副看護部長 古屋先生	14. 7月25日：「ECE実習オリエンテーション」	地域医療学 佐藤教授	15. 8月 1日：「レポート執筆」	地域医療学 佐藤教授
1. 4月11日：「接遇研修－1」	佐藤教授																																
2. 4月18日：「地域病院における医師の役割－1」	加納岩総合病院院長 浅利先生																																
3. 4月25日：「地域病院における医師の役割－2」	飯富病院院長 朝比奈先生																																
4. 5月16日：「地域病院における医師の役割－3」	南部町医療センター 市川先生																																
5. 5月23日：「地域病院における医師の役割－4」	市立甲府病院整形外科部長 堀内先生																																
6. 5月30日：「地域病院における医師の役割－5」	きたむらクリニック院長 北村先生																																
7. 6月 6日：「地域病院における医師の役割－6」	国立甲府病院副院長 内田先生																																
8. 6月13日：「地域病院における医師の役割－7」	北杜市立甲陽病院脳神経外科 田中先生																																
9. 6月20日：「地域病院における医師の役割－8」	あすか在宅クリニック院長 高添先生																																
10. 6月27日：「地域病院における医師の役割－9」	山梨市立牧丘病院 医師 小澤先生																																
11. 7月 4日：「災害医療について」	救急集中治療医学講座 森口先生																																
12. 7月11日：「総合診療とは」	総合診療部 針井先生																																
13. 7月18日：「病院における看護師の役割（仮）」	副看護部長 古屋先生																																
14. 7月25日：「ECE実習オリエンテーション」	地域医療学 佐藤教授																																
15. 8月 1日：「レポート執筆」	地域医療学 佐藤教授																																
[到達目標]																																	
【一般目標】 医師になることの動機付けのために、現場に赴き、現場を見、体を動かす、対話することで何かを感じることににより、これからの医学の学習に何らかのインパクトを受けること。 【行動目標】 1. 実習を受けるにあたっての基本的な事項（挨拶、身だしなみ、接遇等）を身に付ける。 2. ECEの目的を理解する。 3. 病院での医療スタッフの役割を理解する。 4. 医療スタッフ、患者さんとのコミュニケーションをとることができる。 5. 現場で、特に医師の役割を実感し、よりよい医療者になるべく勉学への動機を高める。 6. 患者さんの持つ不安に対し、何が医療に必要なかを考える。 7. 医療の現場で、患者さんに対する人格の尊重、思いやり、高齢者に対するいたわりの態度を身につける。 8. 体験したことを報告できる。																																	
[実務経験のある教員による授業科目の概要]																																	
医師として実務経験のある教員が講義を行っている。																																	
[評価方法・評価基準]																																	

No	評価項目	割合	評価の観点
1	小テスト／レポート	40%	1. 外部講師の講義、2. 実習を通じて感じたこと・反省点についてのレポート提出、実習先からの評価等
2	受講態度	50%	講義、オリエンテーション、接遇研修、実習、報告会等への参加等
3	発表／表現等	10%	実習内容のまとめ、グループの協調性
[教科書]			
[参考書]			

Ⅲ. 臨床実習各科ローテーション表＜2019年4月～2020年3月＞

年度		2019年度																																																												
グループ	週 期間	1	2	3	4	GW	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	夏季休業			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	冬季休業		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	春季休業										
		4	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	8	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3								
		1	8	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	1	8	15	22	29	5	12	19	26	2	9	16	23	30	7	14	21	28	4	11	18	25	2	9	16	23	30	6	13	20	27	3	10	17	24	31	7	14	21	28	5	12	19	26	2	9	16	23
		4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	9	9	9	9	10	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3							
実習日数		10		10			9		10		10		10		10		9					10		10		8		9		8		9		10		10		10					9		10		9		10		10											
1	a b	脳		2外			眼科		血内		麻酔		泌		県中		2内					整形		耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検		3内		1外		皮膚				放		小児		1内		救急		歯科										
2	a b	2外		眼科			血内		麻酔		泌		県中		2内		整形					耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検		3内		1外		皮膚		放				小児		1内		救急		歯科		脳										
3	a b	眼科		血内			麻酔		泌		県中		2内		整形		耳鼻					神内		産婦		精		病理		臨検		3内		1外		皮膚		放		小児				1内		救急		歯科		脳		2外										
4	a b	血内		麻酔			泌		県中		2内		整形		耳鼻		神内					産婦		精		病理		臨検		3内		1外		皮膚		放		小児		1内				救急		歯科		脳		2外		眼科										
5	a b	麻酔		泌			県中		2内		整形		耳鼻		神内		産婦					精		病理		臨検		3内		1外		皮膚		放		小児		1内		救急				歯科		脳		2外		眼科		血内										
6	a b	泌		県中			2内		整形		耳鼻		神内		産婦		精					病理		臨検		3内		1外		皮膚		放		小児		1内		救急		歯科				脳		2外		眼科		血内		麻酔										
7	a b	県中		2内			整形		耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検					3内		1外		皮膚		放		小児		1内		救急		歯科		脳				2外		眼科		血内		麻酔		泌										
8	a b	2内		整形			耳鼻		神内		産婦		精		臨検		病理		3内					1外		皮膚		放		小児		1内		救急		歯科		脳		2外				眼科		血内		麻酔		泌		県中										
9	a b	整形		耳鼻			神内		産婦		精		病理		臨検		3内		1外					皮膚		放		小児		1内		救急		歯科		脳		2外		眼科				血内		麻酔		泌		県中		2内										
10	a b	耳鼻		神内			産婦		精		病理		臨検		3内		1外		皮膚					放		小児		1内		救急		歯科		脳		2外		眼科		血内				麻酔		泌		県中		2内		整形										
11	a b	神内		産婦			精		病理		臨検		3内		1外		皮膚		放					小児		1内		救急		歯科		脳		2外		眼科		血内		麻酔				泌		県中		2内		整形		耳鼻										
12	a b	産婦		精			臨検		病理		3内		1外		皮膚		放		小児					1内		救急		歯科		脳		2外		眼科		血内		麻酔		泌				県中		2内		整形		耳鼻		神内										
13	a b	精		病理		臨検		3内		1外		皮膚		放		小児		1内						救急		歯科		脳		2外		眼科		血内		麻酔		泌		県中				2内		整形		耳鼻		神内		産婦										
14	a b	病理		臨検		3内		1外		皮膚		放		小児		1内		救急						歯科		脳		2外		眼科		血内		麻酔		泌		県中		2内				整形		耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検						
15	a b	3内		1外			皮膚		放		小児		1内		救急		歯科		脳					2外		眼科		血内		麻酔		泌		県中		2内		整形				耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検										
16	a b	1外		皮膚			放		小児		1内		救急		歯科		脳						2外		眼科		血内		麻酔		泌		県中		2内		整形		耳鼻				神内		産婦		精		病理		臨検		3内									
17	a b	皮膚		放			小児		1内		救急		歯科		脳		2外						眼科		血内		麻酔		泌		県中		2内		整形		耳鼻		神内		産婦				精		病理		臨検		3内		1外									
18	a b	放		小児			1内		救急		歯科		脳		2外		眼科						血内		麻酔		泌		県中		2内		整形		耳鼻		神内		産婦				精		病理		臨検		3内		1外		皮膚									
19	a b	小児		1内			救急		歯科		脳		2外		眼科		血内						麻酔		泌		県中		2内		整形		耳鼻		神内		産婦		精				病理		臨検		3内		1外		皮膚		放									
20	a b	1内		救急			歯科		脳		2外		眼科		血内		麻酔		泌				泌		県中		2内		整形		耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検				3内					1外		皮膚		放		小児						
21	a b	救急		歯科			脳		2外		眼科		血内		麻酔		泌						県中		2内		整形		耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検					3内				1外		皮膚		放		小児		1内						
22	a b	歯科		脳			2外		眼科		血内		麻酔		泌		県中						2内		整形		耳鼻		神内		産婦		精		病理		臨検						3内		1外		皮膚		放		小児		1内		救急							

備考

- ① 2019年4月3日(水)～5日(金) 健康診断 詳細は保健管理センターのCNSを確認すること
- ② 2019年10月1日(火)開学記念日のため休講
- ③ 2019年10月25日(金)医学祭のため休講
- ④ 休日・祝祭日は休講
- ⑤ 「臨検」は臨床検査医学、「病理」は病理診断科での実習を表す。

山梨県地域医療センターについて

【概要】

山梨県では、医師の地域偏在解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため、平成 25 年 4 月に、県医師会などの医療関係団体の協力の下、山梨大学と連携し、山梨県地域医療支援センターを設置しました。

【目的】

- ・医師の地域偏在解消
- ・地域医療に従事する医師のキャリア形成支援

【設置場所】

山梨県福祉保健部医務課、山梨大学医学部附属病院

【組織】

センター長	山梨大学医学部附属病院 副病院長
副センター長	山梨大学医学部附属病院 医師 山梨県福祉保健部医務課長
専従職員	事務職員 2 名

【事業内容】

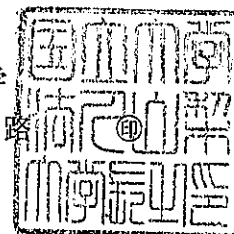
- ・医師不足状況等の把握・分析
- ・医師不足病院の支援
- ・医師のキャリア形成支援
- ・情報発信と相談への対応
- ・地域医療関係者との協力関係の構築

令和 2 年度
医学部入学定員増員計画

梨 大 企 第 12 号
令和元年 9 月 11 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人山梨大学
学 長 島田 眞路



「地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加について（令和元年 9 月 2 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	医学部長・中尾 篤人
	TEL	055-273-8288
	FAX	055-273-7108
	E-mail	anakao@yamanashi.ac.jp

大学名	国公立
山梨大学	国立

1. 現在(令和元年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
125	0	0	750



(収容定員計算用)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
(ア)入学定員	125	125	125	125	125	125	750
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	125	125	125	125	125	125	750

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和2年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105	0	0	630



(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア)入学定員	105	105	105	105	105	105	630
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	105	630
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	0	0	0	0	0	0	

3. 令和2年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
125	0	0	670



(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア)入学定員	125	125	105	105	105	105	670
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	125	125	105	105	105	105	670
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	0	0	0	0	0	0	

増員希望人数	20
--------	----



(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	20
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	0
計	20

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	20
--------	----

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	山梨県	20
大学所在地以外の都道府県		
計		20

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	H30地域枠定員 （※1）	H30貸与者数 （※2）	R1地域枠定員 （※1）	R1貸与者数 （※2）	H30とR1の貸与 者数のうち多い 方の数
山梨県	20	33	20	35	35
					0
					0
					0
					0
					0
計	20	33	20	35	35

（※1）臨時定員分のみご記入ください。

（※2）恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和2年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置
1-1. 地域枠学生の選抜

① 令和元年度に実施した地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
医学部医学科 推薦入試(地域枠)	(i)推薦入試 (指定校推薦を含む)	別枠(先行型)	35	20	入学者の選抜は、第1次選考及び第2次選考により行います。 ① 第1次選考 学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績により、第1次選考の合格者を決定します。 なお、第1次選考の合格者数は、募集定員の約1.5倍とします。 ただし、志願者数が募集人員の約1.5倍を超えない場合は、第1次選考を行いません。 ② 第2次選考 第1次選考の合格者に対して、面接を課し、この評価及び学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績を総合評価して、入学者を選抜します。 なお、面接では学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書の記載内容を確認補完するとともに、人間性豊かな医師及び創造性に富んだ医学研究者となるにふさわしい適性をみます。さらに、将来山梨県内(本学を含む)で診療に従事する理由や意欲等もみます。 ・大学入試センター試験の配点 第1次選考及び第2次選考とも大学入試センター試験の配点は、次のとおりです。 国語 200点、地理歴史・公民 100点、数学 200点、理科 200点、外国語 200点、合計 900点 (注)外国語の英語は、筆記試験(200点満点)とリスニングテスト(50点満点)の合計得点を200点に圧縮して利用します。	山梨県内の高等学校を平成30年3月に卒業した方(平成29年4月から平成30年3月までの学年の途中において卒業した方を含む。)並びに平成31年3月高等学校を卒業見込みの方(単位制高校で、卒業が3月でない場合限り、平成30年度に卒業した方を含む。)*で、次の要件を全て満たし、高等学校長が責任をもって推薦できる方とします。 下記要件を1つでも満たさない方は、出願できません。 ア 医師免許取得後、初期臨床研修期間を含む一定期間山梨県内の医療機関(本学医学部附属病院を含む。)において医師の業務に従事することを確約できる方 ※ 一定期間とは、山梨県医師修学資金貸与制度の規定に準じる。 イ 山梨県医師修学資金貸与制度の利用を確約できる方(17 山梨県医師修学資金貸与制度の概要を参照。) ※ 山梨県医師修学資金を一括返済しても、山梨県内で医師として業務に従事する期間は短縮されません。 ウ 高等学校における調査書の学習成績概評が「A」又は「A+」である方 ※ 「A」とは学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる方です。この場合、高等学校長は調査書の「備考」の欄にその理由を明示しなければなりません。 エ 合格した場合は入学することを確約できる方 平成31年度大学入試センター試験の本学が指定した教科・科目の受験が必要で、 教科名 科目数 科目の指定等 国語 1 『国語』 地理歴史及び公民 1 「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「倫理、政治・経済」の4科目のうちから1科目選択 数学 2 「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」 理科 2 「物理」、「化学」、「生物」の3科目のうちから2科目選択 外国語 1 『英語』 (注)1 大学入試センター試験における「外国語」の「英語」は、リスニングテストの成績も対象とします。 2 大学入試センター試験における「地理歴史」及び「公民」のうちから1科目のところ2科目受験した場合は、「第1解答科目」の得点をその成績とします。	H21以前	
合計			35	20				

(※1) 貴大学の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

② 令和2年度に実施する地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				

医学部医学科 推薦入試(地域枠)	(i)推薦入試 (指定校推薦を含む)	別枠(先行型)	35	20	入学者の選抜は、第1次選考及び第2次選考により行います。 ① 第1次選考 学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績により、第1次選考の合格者を決定します。 なお、第1次選考の合格者数は、募集定員の約1.5倍とします。 ただし、志願者数が募集人員の約1.5倍を超えない場合は、第1次選考を行いません。 ② 第2次選考 第1次選考の合格者に対して、面接を課し、この評価及び学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績を総合評価して、入学者を選抜します。 なお、面接では学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書の記載内容を確認補完するとともに、人間性豊かな医師及び創造性に富んだ医学研究者となるにふさわしい適性をみます。さらに、<u>将来山梨県内(本学を含む)で診療に従事する理由や意欲等もみます。</u> ・大学入試センター試験の配点 第1次選考及び第2次選考とも大学入試センター試験の配点は、次のとおりです。 国語 200点、地理歴史・公民 100点、数学 200点、理科 200点、外国語 200点、合計 900点 (注)外国語の英語は、筆記試験(200点満点)とリスニングテスト(50点満点)の合計得点を200点に圧縮して利用します。	山梨県内の高等学校を平成31年3月に卒業した方(平成30年4月から平成31年3月までの学年の途中において卒業した方を含む。)並びに令和2年3月高等学校を卒業見込みの方(単位制高校で、卒業が3月でない場合限り、令和元年度に卒業した方を含む。)で、次の要件を全て満たし、高等学校長が責任をもって推薦できる方とします。 下記要件を1つでも満たさない方は、出願できません。 ア 医師免許取得後、初期臨床研修期間を含む一定期間山梨県内の医療機関において医師の業務に従事することを確約できる方 ※ 一定期間とは、山梨県医師修学資金貸与制度の規定に準じる。 イ 山梨県医師修学資金貸与制度第二種の利用を確約できる方(17 山梨県医師修学資金貸与制度の概要を参照。) ※ 山梨県医師修学資金を一括返済しても、山梨県内で医師として業務に従事する期間は短縮されません。 ウ 高等学校における調査書の学習成績概評が「(A)」又は「A」である方 ※ 「(A)」とは学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる方です。この場合、高等学校長は調査書の「備考」の欄にその理由を明示しなければなりません。 エ 合格した場合は入学することを確約できる方 令和2年度大学入試センター試験の本学が指定した教科・科目の受験が必要です。 教科名 科目数 科目の指定等 国語 1 『国語』 地理歴史及び公民 1 「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「倫理、政治・経済」の4科目のうちから1科目選択 数学 2 「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」 理科 2 「物理」、「化学」、「生物」の3科目のうちから2科目選択 外国語 1 『英語』 (注)1 大学入試センター試験における「外国語」の「英語」は、リスニングテストの成績も対象とします。 2 大学入試センター試験における「地理歴史」及び「公民」のうちから1科目のところ2科目受験した場合は、「第1解答科目」の得点をその成績とします。	H21以前
合計			35	20			

(※1) 貴大学にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和2年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

学部入門ゼミ(ECE)及び地域医療学は全て必修科目とし、県内医療の現状を認識させるとともに、地域医療に貢献する意識を涵養させることとしている。(年次別内容は以下のとおり。)

- ・1年次:学部入門ゼミ(ECE)において、地域医療の現状(基礎)を学ぶ。
- ・2年次:本学附属病院の総合防災訓練に参加し、地域の災害医療を学ぶ。
- ・3年次:24時間消防署に待機し、救急事案へ同行する救急車同乗実習などを通じ、県内医療の現状を体験する。
- ・4年次1月～5年次7月までの間は、地域病院で行われる「全てに対応する」医療を学ぶため、県内中規模病院において診療科に特化しない実践的な臨床実習を行う。

(参考:記入例)

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和2年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から地域枠による入学定員の増員を開始し、平成21年度から平成26年度までは県外高校出身者も対象としていたが、平成27年度からは対象者を山梨県内の高校出身者のみに変更した。その結果、令和元年度までに415名の地域枠学生を確保し、そのうち医師として179名が卒業し地域医療に貢献している。また、地域枠の条件である県内就業(3年)を完遂した卒業生は13名に達している。

(参考:記入例)

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和元年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	学部入門ゼミ(ECE)	全員	必修	必修	講義	2	H21以前
2～5年次	地域医療学	全員	必修	必修	実習	1	H21以前

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。 ※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。)

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例：○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和元年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
山梨県医学生等体験研修	地域の診療所等における在宅診療を体験する	H25

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	（診療科の限 定がある場 合） その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の 有無（※1）			
山梨県	10	その他（備考 欄に記入）	50,000	3,600,000	次の要件を全て満たした 場合 ①卒業後、2年以内に 医師の免許を取得 ②医師免許取得後、6 年を経過するまでに3 年間、県内の公立病院 等において医師の業務 に従事 ③県内病院が実施する 臨床研修を修了	④その他（備 考欄に記入）	×	×		【第一種】 貸与対象：一般入試入 学者及び在学生 選抜時期：入学後に申 請書類を提出し、県が決 定する。
山梨県	40	その他（備考 欄に記入）	130,000	9,360,000	次の要件を全て満たした 場合 ①卒業後、2年以内に 医師の免許を取得 ②医師免許取得後、貸 与期間の5/2に相当す る期間を経過するまで に貸与期間の3/2に相 当する期間、知事が指 定する県内の公立病院 等において医師の業務 に従事 ③県内病院が実施する 臨床研修を修了 ④②に定める期間の経 過までに、県内の病院 で専門研修修了（専門 研修を受ける者に限 る。）	④その他（備 考欄に記入）	×	×		【第二種】 貸与対象：地域枠入学 者、一般入試入学者及 び在学生 選抜時期：入学後に申 請書類を提出し、県が決 定する。（地域枠入学者 は、必ず貸与される。）

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

※ 令和2年度入学生から上記内容に改定する予定である。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
新入生及び新規貸与者に対する	県と連携し、地域枠入学者の義務要件、地域医療及び山梨県医	H29
3年次生に対する説明会	県と連携し、3年次生に対し地域枠入学者の義務要件及び地域	H30
5年次生個人面談	県と連携し、5年次生に対し地域枠入学者の義務要件の意識付	H28

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

--

平成 31 年度

医学部
推薦入試学生募集要項



UNIVERSITY
OF
YAMANASHI

山梨大学

(<https://www.yamanashi.ac.jp>)

《 医 学 科 》

1 趣 旨

山梨大学医学部では、医学科に山梨県内の医師不足解消を目的に、将来地域医療に従事する意思を持つ方を対象とした推薦入試（地域枠）を実施しています。

一般の入試では志願者のもっている能力・適性等を多面的に見ることが困難です。そこで、本入試では、課外活動等にも積極的に参加して充実した高等学校若しくは中等教育学校生活を送り、人物、学力とも優秀で、本学を志望する明確な動機、医学の分野で社会に貢献しようとする強い意志、山梨県での地域医療に従事する気持ちをもった生徒の、高等学校若しくは中等教育学校後期課程3年間の評価に基づく、学校長からの推薦を求めています。そして、その中から真に優秀で将来性のある学生を、大学入試センター試験の成績及び本学が実施する面接の評価によって選抜しようとするものです。

2 募 集 人 員

医学部医学科 地域枠（山梨県内の高等学校出身者を対象）35人以内

※ 欠員が生じた場合は、後期日程で補充します。

3 出願資格及び推薦の要件

山梨県内の高等学校を平成30年3月に卒業した方（平成29年4月から平成30年3月までの学年の途中において卒業した方を含む。）並びに平成31年3月高等学校を卒業見込みの方（単位制高校で、卒業が3月でない場合に限り、平成30年度に卒業した方を含む。）で、次の要件を全て満たし、高等学校長が責任をもって推薦できる方とします。

下記要件を1つでも満たさない方は、出願できません。

ア 医師免許取得後、初期臨床研修期間を含む一定期間山梨県内の医療機関（本学医学部附属病院を含む。）において医師の業務に従事することを確約できる方

※ 一定期間とは、山梨県医師修学資金貸与制度の規定に準じる。

イ 山梨県医師修学資金貸与制度の利用を確約できる方（17 山梨県医師修学資金貸与制度の概要を参照。）

※ 山梨県医師修学資金を一括返済しても、山梨県内で医師として業務に従事する期間は短縮されません。

ウ 高等学校における調査書の学習成績概評が「A」又は「A-」である方

※ 「A」とは学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる方です。この場合、高等学校長は調査書の「備考」の欄にその理由を明示しなければなりません。

エ 合格した場合は入学することを確約できる方

平成31年度大学入試センター試験の本学が指定した教科・科目の受験が必要です。

教科名	科目数	科目の指定等
国 語	1	『国語』
地 理 歴 史 及 び 公 民	1	「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、「倫理、政治・経済」の4科目のうちから1科目選択
数 学	2	『数学Ⅰ・数学A』、『数学Ⅱ・数学B』
理 科	2	「物理」、「化学」、「生物」の3科目のうちから2科目選択
外 国 語	1	『英語』

(注) 1 大学入試センター試験における「外国語」の「英語」は、リスニングテストの成績も対象とします。

2 大学入試センター試験における「地理歴史」及び「公民」のうちから1科目のところ2科目受験した場合は、「第1解答科目」の得点をその成績とします。

【出願上の留意事項】

- ① 出願情報及び出願書類等に不備がある場合は、受理しないことがあるので注意してください。
- ② 出願書類の受理後は、いかなる理由があっても出願内容の変更は認めません。また出願書類の返還もいたしません。
- ③ 出願書類の提出後に、住所・連絡先等の変更があった場合は、教学支援部入試課まで連絡をしてください。
- ④ 出願情報等に事実と相違していることが判明した場合は、入学後であっても、入学を取り消すことがあります。

6 選 抜 方 法

入学者の選抜は、第1次選考及び第2次選考により行います。

① 第1次選考

学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績により、第1次選考の合格者を決定します。

なお、第1次選考の合格者数は、募集人員の約1.5倍とします。

ただし、志願者が募集人員の約1.5倍を超えない場合は、第1次選考を行いません。

② 第2次選考

第1次選考の合格者に対して、面接を課し、この評価及び学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績を総合評価して、入学者を選抜します。

なお、面接では学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書の記載内容を確認補完するとともに、人間性豊かな医師及び創造性に富んだ医学研究者となるにふさわしい適性をみます。さらに、将来山梨県内（本学を含む）で診療に従事する理由や意欲等もみます。

・大学入試センター試験の配点

第1次選考及び第2次選考とも大学入試センター試験の配点は、次のとおりです。

区分 \ 教科名等	国 語	地理歴史 ・ 公民	数 学	理 科	外 国 語	合 計
大学入試センター試験	200	100	200	200	200	900

(注) 外国語の英語は、筆記試験（200点満点）とリスニングテスト（50点満点）の合計得点を200点に圧縮して利用します。

7 受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者との事前相談

(1) 相談の方法

病気・負傷や障害等のある入学志願者のうち、受験上及び修学上の配慮を必要とする方は、出願の前にあらかじめ教学支援部入試課に申し出てください。

申し出の内容により相談が必要と思われる場合は、学長あての相談申請書（次の①～⑤の事項を記載したもの（書式は任意））及び⑥、⑦を添付のうえ、平成30年11月22日（木）までに、教学支援部入試課へ提出してください。

なお、必要に応じて、入学志願者又はその立場を代弁し得る高等学校関係者等との面談を行うことがあります。

- ① 選抜試験名、志望学科、氏名、生年月日、出身学校
- ② 受験上及び修学上の配慮を希望する事項・内容
- ③ 高等学校在学中にとられていた特別措置
- ④ 日常生活の状況
- ⑤ 連絡先（現住所、電話等）
- ⑥ 医師の診断書等、病気・負傷や障害等の状況がわかる文書あるいはそのコピー
- ⑦ 大学入試センターからの「受験上の配慮事項決定通知書」のある方はそのコピー

(2) 相談の期限以降に生じた不慮の事故等による場合

相談の期限以降に、不慮の事故等で負傷し、新たに身体に障害を有することとなり、受験上又は修学上の配慮が必要となった方は、教学支援部入試課に申し出てください。

(3) 連絡先

山梨大学教学支援部入試課

〒400-8510 甲府市武田4丁目4-37 TEL 055-220-8046

作成予定案

令和 2 年 度

医学部医学科 推薦入試学生募集要項

Web 出願を実施しています。

出願期間：令和元年 12 月 30 日（月）～令和 2 年 1 月 9 日（木）17 時まで

出願期間内に「出願情報の登録」・「入学検定料の支払い」・「出願書類の印刷・作成・提出」の全てを完了してください。

Web 出願サイト：<http://syutugan.yamanashi.ac.jp>



UNIVERSITY
OF
YAMANASHI

山梨大学

(<http://www.yamanashi.ac.jp>)

1 趣 旨

山梨大学医学部では、医学科に山梨県内の医師不足解消を目的に、将来地域医療に従事する意思を持つ方を対象とした推薦入試（地域枠）を実施しています。

一般の入試では志願者のもっている能力・適性等を多面的に見ることが困難です。そこで、本入試では、課外活動等にも積極的に参加して充実した高等学校若しくは中等教育学校生活を送り、人物、学力とも優秀で、本学を志望する明確な動機、医学の分野で社会に貢献しようとする強い意志、山梨県での地域医療に従事する気持ちをもった生徒の、高等学校若しくは中等教育学校後期課程3年間の評価に基づく、学校長からの推薦を求めています。そして、その中から真に優秀で将来性のある学生を、大学入試センター試験の成績及び本学が実施する面接の評価によって選抜しようとするものです。

2 募 集 人 員

医学部医学科 地域枠（山梨県内の高等学校出身者を対象） 35人以内

※ 欠員が生じた場合は、後期日程で補充します。

3 出願資格及び推薦の要件

山梨県内の高等学校を平成31年3月に卒業した方（平成30年4月から平成31年3月までの学年の途中において卒業した方を含む。）並びに令和2年3月高等学校を卒業見込みの方（単位制学校で、卒業が3月でない場合に限り、令和元年度に卒業した方を含む。）で、次の要件を全て満たし、高等学校長が責任をもって推薦できる方とします。

下記要件を1つでも満たさない方は、出願できません。

ア 医師免許取得後、初期臨床研修期間を含む一定期間山梨県内の医療機関において医師の業務に従事することを確約できる方

※ 一定期間とは、山梨県医師修学資金貸与制度の規定に準じる。

イ 山梨県医師修学資金貸与制度第二種の利用を確約できる方（17 山梨県医師修学資金貸与制度の概要を参照。）

※ 山梨県医師修学資金を一括返済しても、山梨県内で医師として業務に従事する期間は短縮されません。

ウ 高等学校における調査書の学習成績概評が「㊤」又は「A」である方

※ 「㊤」とは学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる方です。この場合、高等学校長は調査書の「備考」の欄にその理由を明示しなければなりません。

エ 合格した場合は入学することを確約できる方

令和2年度大学入試センター試験の本学が指定した教科・科目の受験が必要です。

教科名	科目数	科目の指定等
国語	1	『国語』
地理歴史及び公民	1	「世界史B」、「日本史B」、「地理B」、『倫理、政治・経済』の4科目のうちから1科目選択
数学	2	『数学Ⅰ・数学A』、『数学Ⅱ・数学B』
理科	2	「物理」、「化学」、「生物」の3科目のうちから2科目選択
外国語	1	『英語』

（注）1 大学入試センター試験における「外国語」の「英語」は、リスニングテストの成績も対象とします。

2 大学入試センター試験における「地理歴史」及び「公民」のうちから1科目のところ2科目受験した場合は、「第1解答科目」の得点をその成績とします。

(2) 出願書類等の郵送先・持参先

山梨大学教学支援部入試課

〒400-8510 甲府市武田四丁目 4-37 TEL : 055-220-8046

【出願上の留意事項】

- ① 出願情報及び出願書類等に不備がある場合は、受理しないことがあるので注意してください。
- ② 出願書類の受理後は、いかなる理由があっても住所、連絡先以外の出願情報等の変更は認めません。また出願書類の返還及び変更もいたしません。
- ③ 出願書類の受理後に、住所・連絡先等の変更があった場合は、教学支援部入試課まで連絡をしてください。
- ④ 出願情報等に事実との相違が判明した場合は、入学後であっても、入学を取り消すことがあります。

6 選 抜 方 法

入学者の選抜は、第1次選考及び第2次選考により行います。

① 第1次選考

学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績により、第1次選考の合格者を決定します。

なお、第1次選考の合格者数は、募集人員の約1.5倍とします。

ただし、志願者が募集人員の約1.5倍を超えない場合は、第1次選考を行いません。

② 第2次選考

第1次選考の合格者に対して、面接を課し、この評価及び学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書並びに大学入試センター試験の成績を総合評価して、入学者を選抜します。

なお、面接では学校長から提出された推薦書、調査書及び志願理由書の記載内容を確認補完するとともに、人間性豊かな医師及び創造性に富んだ医学研究者となるにふさわしい適性をみます。さらに、将来山梨県内（本学を含む）で診療に従事する理由や意欲等もみます。

・大学入試センター試験の配点

第1次選考及び第2次選考とも大学入試センター試験の配点は、次のとおりです。

区分 \ 教科名等	国 語	地理歴史・公民	数 学	理 科	外国語	合 計
大学入試センター試験	200	100	200	200	200	900

(注) 外国語の英語は、筆記試験(200点満点)とリスニングテスト(50点満点)の合計得点を200点に圧縮して利用します。

7 受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者との事前相談

(1) 相談の方法

病気・負傷や障害等のある入学志願者のうち、受験上及び修学上の配慮を必要とする方は、出願の前にあらかじめ教学支援部入試課に申し出てください。

申し出の内容により相談が必要と思われる場合は、学長あての相談申請書(次の①～⑤の事項を記載したもの(書式は任意))及び⑥、⑦を添付のうえ、令和元年11月12日(火)までに、教学支援部入試課へ提出してください。

なお、必要に応じて、入学志願者又はその立場を代弁し得る高等学校関係者等との面談を行うことがあります。

- ① 選抜試験名、志望学科、氏名、生年月日、出身学校
- ② 受験上及び修学上の配慮を希望する事項・内容
- ③ 高等学校在学中にとられていた特別措置
- ④ 日常生活の状況

授 業 科 目 名																																	
学部入門ゼミ(ECE)																																	
担 当 教 員																																	
佐藤 弥																																	
時間割番号	単位数	履修年次	期別																														
DMA101	2	1	前期																														
[学習目標]																																	
ECEは、医学部に入学したばかりの学生が早期に臨床現場を体験する実習である。多くの医学生は、医師になる強い意志をもって入学してきているはずではあるが、現実の病院や臨床現場を知る機会に恵まれていたとはいえない。これから取り組む医学、医療が何のためにあるのかをよく理解していない学生がいることは、医学教育上の大きな課題である。多くの入学生が将来働くことになる病院で、その医療の一部を早期に体験し、今後の学習に何が必要かを考える契機が必要である。そして、自ら、今後6年間の学習に対する意欲を維持する意欲を持つ必要がある。 ECE実習の事前学習として、臨床倫理（医の倫理）についての講義や地域医療の現場におられる先生方を外部医療機関より招いての講義、また、実習直前には、心得ておくべき接遇マナーについての研修も実施する。																																	
[授業計画]																																	
国立甲府病院、市立甲府病院など山梨県の地域医療を担う病院にて、2日間、5名程のグループで、看護師の補助を行う（日程A・Bあり）。病院により実習内容に多少の違いはあるが、医療スタッフ、患者さんとのコミュニケーションが上手くとれることを期待している。病院はすべて、公共交通手段および徒歩等で到達できる。 【講義予定】木曜日4限 <table><tr><td>1. 4月11日：「接遇研修－1」</td><td>佐藤教授</td></tr><tr><td>2. 4月18日：「地域病院における医師の役割－1」</td><td>加納岩総合病院院長 浅利先生</td></tr><tr><td>3. 4月25日：「地域病院における医師の役割－2」</td><td>飯富病院院長 朝比奈先生</td></tr><tr><td>4. 5月16日：「地域病院における医師の役割－3」</td><td>南部町医療センター 市川先生</td></tr><tr><td>5. 5月23日：「地域病院における医師の役割－4」</td><td>市立甲府病院整形外科部長 堀内先生</td></tr><tr><td>6. 5月30日：「地域病院における医師の役割－5」</td><td>きたむらクリニック院長 北村先生</td></tr><tr><td>7. 6月 6日：「地域病院における医師の役割－6」</td><td>国立甲府病院副院長 内田先生</td></tr><tr><td>8. 6月13日：「地域病院における医師の役割－7」</td><td>北杜市立甲陽病院脳神経外科 田中先生</td></tr><tr><td>9. 6月20日：「地域病院における医師の役割－8」</td><td>あすか在宅クリニック院長 高添先生</td></tr><tr><td>10. 6月27日：「地域病院における医師の役割－9」</td><td>山梨市立牧丘病院 医師 小澤先生</td></tr><tr><td>11. 7月 4日：「災害医療について」</td><td>救急集中治療医学講座 森口先生</td></tr><tr><td>12. 7月11日：「総合診療とは」</td><td>総合診療部 針井先生</td></tr></table> <table><tr><td>13. 7月18日：「病院における看護師の役割（仮）」</td><td>副看護部長 古屋先生</td></tr><tr><td>14. 7月25日：「ECE実習オリエンテーション」</td><td>地域医療学 佐藤教授</td></tr><tr><td>15. 8月 1日：「レポート執筆」</td><td>地域医療学 佐藤教授</td></tr></table> （※上記内容で予定しているが、都合により変更になることがある） 【実習期間】 接遇研修2：9月 2日（月）1・2限 グループA：9月 3日（火）・4日（水） グループB：9月 5日（木）・6日（金） 【報告会】 9月24日（火）1・2限 （※詳細については後日CNSへ掲示する） 実習の全容については、平成31年度早期臨床体験(ECE)の手引きを参照のこと（7月初旬～中旬頃配布予定）。 佐藤教授による「ECE実習オリエンテーション」、「接遇研修1・2」を欠席した者は、実習を受けることができないので注意すること（実習不参加は単位修得不可）。レポートの提出、報告会への出席も必須事項である。特段の理由なく、レポート未提出、報告会を欠席の場合は、単位の修得が困難になる。 また、実習先での評価は単位取得に直接反映される。「不可」等の悪い評価がついた場合には、再実習、あるいは単位取得が困難となる。 外部講師による講義については、別途、レポートの提出を求める。どの講義についてのレポートを提出することになるかは後日CNSにて公表されるので、出席は必須である（録音を聞いて書かれたレポートは受理しない）。 ※この科目は地域医療学講座が担当するが、基本的に医学部教育委員会が主催している科目であり、最終的な判定は医学部教育委員会が行う。				1. 4月11日：「接遇研修－1」	佐藤教授	2. 4月18日：「地域病院における医師の役割－1」	加納岩総合病院院長 浅利先生	3. 4月25日：「地域病院における医師の役割－2」	飯富病院院長 朝比奈先生	4. 5月16日：「地域病院における医師の役割－3」	南部町医療センター 市川先生	5. 5月23日：「地域病院における医師の役割－4」	市立甲府病院整形外科部長 堀内先生	6. 5月30日：「地域病院における医師の役割－5」	きたむらクリニック院長 北村先生	7. 6月 6日：「地域病院における医師の役割－6」	国立甲府病院副院長 内田先生	8. 6月13日：「地域病院における医師の役割－7」	北杜市立甲陽病院脳神経外科 田中先生	9. 6月20日：「地域病院における医師の役割－8」	あすか在宅クリニック院長 高添先生	10. 6月27日：「地域病院における医師の役割－9」	山梨市立牧丘病院 医師 小澤先生	11. 7月 4日：「災害医療について」	救急集中治療医学講座 森口先生	12. 7月11日：「総合診療とは」	総合診療部 針井先生	13. 7月18日：「病院における看護師の役割（仮）」	副看護部長 古屋先生	14. 7月25日：「ECE実習オリエンテーション」	地域医療学 佐藤教授	15. 8月 1日：「レポート執筆」	地域医療学 佐藤教授
1. 4月11日：「接遇研修－1」	佐藤教授																																
2. 4月18日：「地域病院における医師の役割－1」	加納岩総合病院院長 浅利先生																																
3. 4月25日：「地域病院における医師の役割－2」	飯富病院院長 朝比奈先生																																
4. 5月16日：「地域病院における医師の役割－3」	南部町医療センター 市川先生																																
5. 5月23日：「地域病院における医師の役割－4」	市立甲府病院整形外科部長 堀内先生																																
6. 5月30日：「地域病院における医師の役割－5」	きたむらクリニック院長 北村先生																																
7. 6月 6日：「地域病院における医師の役割－6」	国立甲府病院副院長 内田先生																																
8. 6月13日：「地域病院における医師の役割－7」	北杜市立甲陽病院脳神経外科 田中先生																																
9. 6月20日：「地域病院における医師の役割－8」	あすか在宅クリニック院長 高添先生																																
10. 6月27日：「地域病院における医師の役割－9」	山梨市立牧丘病院 医師 小澤先生																																
11. 7月 4日：「災害医療について」	救急集中治療医学講座 森口先生																																
12. 7月11日：「総合診療とは」	総合診療部 針井先生																																
13. 7月18日：「病院における看護師の役割（仮）」	副看護部長 古屋先生																																
14. 7月25日：「ECE実習オリエンテーション」	地域医療学 佐藤教授																																
15. 8月 1日：「レポート執筆」	地域医療学 佐藤教授																																
[到達目標]																																	
【一般目標】 医師になることの動機付けのために、現場に赴き、現場を見、体を動かす、対話することで何かを感じることににより、これからの医学の学習に何らかのインパクトを受けること。 【行動目標】 1. 実習を受けるにあたっての基本的な事項（挨拶、身だしなみ、接遇等）を身に付ける。 2. ECEの目的を理解する。 3. 病院での医療スタッフの役割を理解する。 4. 医療スタッフ、患者さんとのコミュニケーションをとることができる。 5. 現場で、特に医師の役割を実感し、よりよい医療者になるべく勉学への動機を高める。 6. 患者さんの持つ不安に対し、何が医療に必要なかを考える。 7. 医療の現場で、患者さんに対する人格の尊重、思いやり、高齢者に対するいたわりの態度を身につける。 8. 体験したことを報告できる。																																	
[実務経験のある教員による授業科目の概要]																																	
医師として実務経験のある教員が講義を行っている。																																	
[評価方法・評価基準]																																	

No	評価項目	割合	評価の観点
1	小テスト／レポート	40%	1. 外部講師の講義、2. 実習を通じて感じたこと・反省点についてのレポート提出、実習先からの評価等
2	受講態度	50%	講義、オリエンテーション、接遇研修、実習、報告会等への参加等
3	発表／表現等	10%	実習内容のまとめ、グループの協調性
[教科書]			
[参考書]			

授 業 科 目 名			
地域医療学			
担 当 教 員			
佐藤 弥			
時間割番号	単位数	履修年次	期別
DME301	1	1, 2, 3	通期
[学習目標]			
地域医療の現状を理解し、地域医療の魅力と意義を感じるにより、地域医療に従事する意欲を持ち、地域医療に必要な知識と技術を身につける。 1) 地域医療に関する知識を習得する。 地域医療の現状と関連法規を概説できる。 地域における病院と診療所の役割を理解する。 2) 地域医療に必要な技術を理解する。 E C Eで地域医療の現場を体験する 病院における災害訓練を経験する 救急車に同乗して救急現場を体験する B S Lで地域病院実習を行う ※ 本授業科目は、「COCコース別専門科目」			
[授業計画]			
1、2、3、5年次までの講義および実習で総合的に学習する。各実習、講義の詳細については別途概要を配布する。実習が主となるが、実習後はレポートの提出をオンラインで行う予定である。 ----- 【1年次】 教養総合講義、E C Eを中心として、地域医療の現状を理解する。 ----- 【2年次】 総合防災訓練への参加（ガイダンス・反省会を含む）を必須事項とし、災害医療の面から地域医療を理解する。特段の理由なく不参加の場合は、単位修得が困難となる。 ----- 【3年次】 患者が病院に搬送される前の医療を体験する場として、24時間消防署に待機し、救急事案へ同行する救急車同乗実習を行う。また実習後、報告会を開催する。 オリエンテーション、事前講義を欠席した者は実習を受けることができないので注意すること。 また、エイズ知識普及啓発講習会（12月頃）への出席も必須としている。 ----- 【5年次】 B C C（basic clinical clerkship: 臨床実習）4年次1月～5年次7月までの期間で山梨県内の中規模病院に2名前後で5日間の実習を実施するものとする。診療科に特化した実習ではなく、地域病院で行われている「全てに対応する」医療に触れることを目的とした実習である。 1、2、3、5年次まで実習が中心となっており、実習については、オリエンテーション・ガイダンス・事前講義など事前学習への出席をもって参加が認められるので、出席は必須事項である。 特段の理由なく、事前学習を欠席、実習を受けない者、レポート未提出者、反省会・発表会・報告会などへの欠席者は、単位修得が困難になる。 また、全学年を通して、連絡などは随時C N Sへ掲示するので、必ず確認すること。			
[到達目標]			
地域医療と僻地医療が異なることを理解し、地域医療の必要性和重要性を理解する。 地域医療の魅力と家庭医学の重要性を認識する。			
[実務経験のある教員による授業科目の概要]			
医師として実務経験のある教員が、実践的教育を行っている。			
[評価方法・評価基準]			
No	評価項目	割合	評価の観点
1	小テスト／レポート	45%	自らの考えでレポートを記載、指示通りに作成しているか。
2	受講態度	45%	医療人として、実習を受け講義を聞くことができるか。実習先からの評価など。
3	発表／表現等	10%	自らの意見をまとめて発表できるか。
[教科書]			
石原 晋, 益子 邦洋, プレホスピタルMOOK1・現場活動プロトコール Part1, 永井書店 (ISBN: 4815917515) 石原 晋, 益子 邦洋, プレホスピタルMOOK1・現場活動プロトコール Part2, 永井書店 (ISBN: 4815917647)			
[参考書]			

医 第 2 2 5 7 号
令 和 元 年 9 月 5 日

厚生労働省医政局長 様

山梨県福祉保健部長 小島 良一



地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和元年9月2日付け元文科高第391号、医政医発0902第3号に基づき、下記のとおり、令和2年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

今後、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に位置付けるための必要な手続を行います。

記

1 増員数

24名

- ・山梨大学医学部における地域枠：20名
- ・北里大学医学部における地域枠：2名
- ・東京医科大学医学部における地域枠：2名

2 計画

今回の地域枠増員について、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に盛り込む。

担当 : 福祉保健部医務課医療企画担当 三井
電話番号 : 055-223-1480